## 第4 建築物の屋上に設けるビアガーデン、遊技場等

建築物の屋上に設けるビアガーデン、遊技場等に対しては、次の事項を指導するものとする。

- 1 消火器、非常警報設備、避難器具及び誘導灯を有効に設けること。◆
  - ※ 非常警報設備の設置は、第4章第2節第15「非常警報設備」. I 「技術基準」. 2. (4). ア. (キ)及び 3. (2). ア. (エ)によること。

また、避難器具の設置個数は、省令第26条で減免できるものであること。◆

- 2 テーブル、いす及び売場等の配置にあたっては、階段に通じる通路等を避難上有効に確保すること。
- 3 建基政令第126条に基づく屋上広場にあっては建築面積の1/2以上の大きさの広場部分を確保し、かつ、 避難上支障のないものとすること。

条例第51条に基づく屋上広場にあっては建築面積の1/2以上の大きさの広場部分を確保し、かつ、避難上支障のないものとすること。◆

- ※ 屋上広場は一時避難の場所であるので、工作物を設け、又は物品(容易に移動できる重さ、量の物品で、主として不燃材料で造られているものを除く。)を置くビアガーデン等の部分は屋上広場として扱えない。
- 4 日除け等を設ける場合、骨組は不燃材料とし、屋根は防炎性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとすること。